平成２７年（フ）第２５８号
盛岡市上太田細工29番地17
債務者　山本　　満
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６４号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割52番地３　ボヌールハウス103
債務者　小泉　有子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１９号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原１番地の98、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西356番地
債務者　戸田美知子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
愛知県犬山市四季の丘５丁目41番地
債務者　小林　恵美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０５５号
京都市伏見区深草平田町18番地59
債務者　山田　優作
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町27番地11　ＨＯＭＥＳ上賀茂102
債務者　藤原　幸治
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町27番地11　ＨＯＭＥＳ上賀茂102
債務者　藤原眞佐子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県加東市上中２丁目16番地　県住上中団地３－102号、前住所兵庫県加東市上滝野2284番地　アネックス21－203号
債務者　前西　美希（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６５号
香川県木田郡三木町大字氷上2995番地17
債務者　小路　祐輔
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
長崎県大村市松山町877番地３　グレース松山１－205、申立時の住所長崎県諫早市馬渡町６番地26
債務者　船津美智代
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
北九州市小倉南区朽網東４丁目16番33号（２－101）
債務者　神崎久美子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８２号
北九州市八幡西区吉祥寺町２番８号
債務者　田川　健次
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４０号
青森県八戸市白銀台１丁目６番地１　県営住宅１－２
債務者　佐々木登和子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
仙台市宮城野区福室５丁目２番20号、従前の住所宮城県多賀城市新田字下216番地
債務者　鈴木　次子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
茨城県日立市諏訪町１丁目20番６号（ひまわりハウス）
債務者　皆川　厚子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６号
滋賀県長浜市神照町470番地２　アイビーコート神照　201号室
債務者　山口　満彦
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目３番３－204号
債務者　前田　宣彦
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部